

約款 新旧対照表

『マーケットプレイス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第5節 第25条	第5節 しえあわふ（以下、本節において「本個別サービス」といいます。） 第25条（本個別サービスの内容） 1. 本個別サービスは、興安計装株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供するしえあわふを利用できるサービスです。	(削除)	・終了する個別サービスについて、条文を削除いたします。
第26条	第26条（上位規約） 1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「Work®セキュリティマネジメントサービス利用規約（しえあわふ）」とします。	(削除)	・終了する個別サービスについて、条文を削除いたします。
第27条	第27条（サポート） 1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	(削除)	・終了する個別サービスについて、条文を削除いたします。
		(以下、節番号及び条番号が繰り上がります)	
第9節 第43条	第43条（契約終了時の対応） 1. 理由の如何を問わず、本個別サービスの利用契約が終了した場合、利用者は、提供領域又は利用者の端末にインストールした、本個別サービスを利用するために提供されたすべてのソフトウェアを、直ちにアンインストールするか、又はディアクティベートしなければならないものとします。	第40条（契約終了時の対応） 1. 理由の如何を問わず、本個別サービスの利用契約が終了した場合、利用者は、提供領域又は利用者の端末にインストールした、本個別サービスを利用するために提供された全てのソフトウェアを、直ちにアンインストールするか、又はディアクティベートしなければならないものとします。	・表記ゆれを修正いたします。
第10節 第46条	第46条（上位規約） 1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「ソフトウェア使用許諾契約書」及び「アステリア製品共通利用規約」とします。また、サポートについて、利用者は、本提供者が定める、利用者が前項のサポートサービスの利用を行っている時点における最新の「アステリア サポート・サービス約款」を遵守するものとします。	第43条（上位規約） 1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「ソフトウェア使用許諾契約書」及び「アステリア製品共通利用規約」とします。また、サポートについて、利用者は、本提供者が定める、利用者が第45条のサポートサービスの利用を行っている時点における最新の「アステリア サポート・サービス約款」を遵守するものとします。	・誤記を修正いたします。
第11節 第50条	第50条（上位規約） 1. 利用者は、提供元が定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「ソフトウェア使用許諾契約書」を遵守するものとします。	第47条（上位規約） 1. 利用者は、本提供者が定める、利用者が本個別サービスの利用を行っている時点における最新の「ソフトウェア使用許諾契約書」を遵守するものとします。	・表記ゆれを修正いたします。
第12節 第53条	第53条（契約） 1. 本個別サービスは、利用者と興安計装株式会社（以下、「本提供者」といいます。）の間で、本提供者が定める Sophos UTM に関する利用規約に基づく利用契約を締結のうえ提供されるものであり、当社はその利用契約にかかる本提供者への申込手續の代行、料金回収及びサポート（以下、「当社業務」といいます。）を行うものです。 2. 当社は、第1項に定める当社業務に当社のみ起因する瑕疵（サービス提供元への申込手續の当社による代りの遅延は、瑕疵に含まれないものとします。）があった場合を除き、利用者の本個別サービスの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。	第50条（契約） 1. 本個別サービスは、利用者と興安計装株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）の間で、本提供者が定める Sophos UTM に関する利用規約に基づく利用契約を締結のうえ提供されるものであり、当社はその利用契約にかかる本提供者への申込手續の代行、料金回収及びサポート（以下、「当社業務」といいます。）を行うものです。 2. 当社は、第1項に定める当社業務に当社のみ起因する瑕疵（本提供者への申込手續の当社による代りの遅延は、瑕疵に含まれないものとします。）があった場合を除き、利用者の本個別サービスの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。	・表記ゆれを修正いたします。
新設	(新設)	第12節 SSL 証明書管理ソリューション（以下、本節において「本個別サービス」といいます。） 第51条（本個別サービスの内容） 1. 本個別サービスは、セイコーソリューションズ株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供する、SSL 証明書の管理をワンストップで行うサービスである SSL 証明書管理ソリューションを利用できるサービスです。 2. 本個別サービスを利用するためには、別途定めるシステム要件により指定される要件を満たす必要があります。	・新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第52条（上位規約） 1. 利用者は、本提供者が定める、利用者が本個別サービスの利用を行っている時点における最新の「ソフトウェア使用許諾契約書」を遵守するものとします。	・新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第53条（申込み） 1. 本個別サービスは、利用者が日本国内に住所、居所又は営業所を有している場合に限り申し込むことができるものとします。	・新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第54条（ライセンスの管理等） 1. 本個別サービスを利用するために、利用者は、本提供者により提供される本個別サービスのライセンス（以下、本節において「ライセンス」といいます。）のダウンロードをしなければなりません。 2. 当社は、利用者による申込み後、本提供者によってライセンスが発行されたことを利用者に通知します。通知後、利用者は、利用者の責任で、当社の指定する方法でライセンスをダウンロードしなければなりません。 3. ライセンスには、本提供者により定められたライセンスの有効期限が存在します。当該有効期限は、本個別サービスの契約期間とは異なる可能性があります。 4. 当社は、毎年、当社が指定する時期に、利用者に対し、ライセンスの更新を推奨する通知を行います。利用者は、利用者の責任において、当社の指定する方法でライセンスをダウンロードし、更新しなければなりません。	・新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第55条（契約終了時の対応） 1. 理由の如何を問わず、本個別サービスの利用契約が終了した場合、利用者は、提供領域又は利用者の端末にインストールした、本個別サービスを利用するために提供された全てのソフトウェアを、直ちにアンインストール又はディアクティベートしなければならないものとします。	・新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第56条（非保証・免責） 1. 本個別サービスは、SSL 証明書の管理を行うサービスであって、本個別サービスには、SSL 証明書の発行又は更新を含みません。当社は、SSL 証明書に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わないものとします。 2. 当社は、SSL 証明書の有効期間の更新について、いかなる保証も行わないものとします。また、当社は、SSL 証明書の有効期限経過により、利用者が SSL 証明書の機能を使用できなくなったことによる損害について、一切責任を負わないものとします。 3. 当社は、利用者がライセンスを更新せず、ライセンスの有効期限が経過したことにより、本個別サービスを利用できなかったとしても、これにより生じた損害について、一切責任を負わないものとします。	・新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） 1. この約款は、2023年6月5日から適用されたマーケットプレイス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2023年9月28日より適用されます。	第1条（適用開始） 1. この約款は、2023年9月28日から適用されたマーケットプレイス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2023年11月8日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。